

免税軽油使用者に係る注意事項

◎免税軽油使用者証について

- | チェック | |
|------|--|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 6 | |
| 7 | |
- 1 使用者証は、記載されている機械及び車両等に免税軽油を使用することを証明するものですから大切に保管してください。
 - 2 使用者証に記載された事項（住所、氏名、機械の入替え及びエンジンの載せ換え等）について異動が生じた場合は、直ちに関係書類を添付のうえ書換申請の手続きをしてください。
 - 3 有効期間満了後は、直ちに使用者証を返納のうえ更新の手続きをしてください。
 - 4 事業を廃止した場合には、直ちに届け出て使用者証は返納してください。
 - 5 免税証の交付申請書を提出される場合は、使用者証を提示してください。
 - 6 紛失された場合には、直ちに届け出て再交付の手続きをしてください。
 - 7 免税軽油は、使用者証に記載された機械以外には使用できません。
(◎申告納税の義務参照)

◎免税証及び免税軽油について

- | | |
|---|--|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 6 | |
| 7 | |
| 8 | |
| 9 | |
- 1 免税証は厳重に保管し、紛失することのないようにしてください。万一紛失した場合には、免税証の種類、番号、紛失年月日及び紛失の事実を証明する書類を添付のうえ直ちに届け出てください。
 - 2 免税証は他人に譲ったり販売業者に預けたりしないでください。
 - 3 免税証の交付を受けたときは、交付数量を確かめてください。また使用者証に記載された数量と照合してください。
 - 4 有効期間満了後は、直ちに関係書類を添付のうえ交付申請の手続きをしてください。期間満了後の免税証は無効ですので、必ず返納してください。
 - 5 免税軽油に係る販売業者は自由に選べますが、免税証に記載されたあとは勝手に変更はできません。やむを得ない理由で変更の必要がある場合は、事前に申出てください。
 - 6 免税軽油の引き取りは、免税証の有効期間内に指定された販売業者で免税証と引換えに行ってください。
 - 7 免税軽油は課税済軽油と区別し、使用状況を明確にして免税用途以外に使用しないでください。
 - 8 事業廃止等により使用しなくなった免税証は、直ちに返納してください
 - 9 免税証の有効期間内に免税証が不足する場合には、必ず事前に追加の交付申請をしてください。手続きをせずに不足分の軽油を購入しても、課税免除の対象とはなりません。

◎報告書について

- 1 提出期限は厳守してください。
- 2 報告書は原則として免税軽油使用者が作成してください。共同申請の場合は、免税軽油使用者以外の方が代わって作成しあるいはまとめて提出しても差し支えありませんが、この場合にあっても報告書の作成及び提出に関する一切の事項についての責任はそれぞれの免税軽油使用者自身が負うことになります。
- 3 免税機械使用実績内訳書については、登録機械ごとに作成してください。
なお、登録機械を2台以上保有している場合またはタンク、ドラム缶等に免税軽油を保管して、そこから登録機械に給油する場合には、免税機械使用実績内訳書集計表も作成してください。
- 4 納品書又は領収書を提出できない場合は、販売業者から免税軽油の引き取りの事実を証明する書類（免税軽油引渡証明書）を発行してもらい、これを提出してください

1	
2	

3	
---	--

4	
---	--

◎申告納税の義務

免税軽油を他人に譲渡したり又は免税用途以外に使用した場合には、譲渡又は使用した日から30日以内にその数量及び税額を知事に申告し、その税額を納付しなければなりません。

--

◎免税軽油使用者に関する罰則

次のような行為をした場合には、罰則が適用されます。

- 偽りその他不正の手段により免税証の交付を受け、免税軽油の引取りをした者。
- 免税証を他人に譲り渡したり又は他人から譲り受けた者。
- 免税証を譲り受け免税軽油の引取りを行った者。
- 総務事務所長等の承認を受けずに、免税軽油を譲り渡したり又は譲り受けた者
- 報告書を提出せず又は虚偽の記載をした報告書を提出したもの

--

◎その他

担当職員が現地調査（登録機械の確認、帳簿調査他）をする場合がありますので、免税証及び免税軽油は受払を厳正にしてその使用状況を明らかにしておいてください。現地調査に伺った場合には、御協力をお願いします。

--

上記のとおり確認しました

年 月 日

署名

◎免税軽油に係る相談窓口

事務所
所在地
電話番号